

証券コード 7903
2020年6月11日

株 主 各 位

名古屋市中川区山王二丁目6番41号
名古屋木材株式会社
代表取締役社長 丹羽耕太郎

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会は、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、極力、書面（郵送）により事前の議決権行使をいただき、当日の出席について十分にご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中川区山王二丁目6番41号 当社会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以 上

新型コロナウイルスによる感染症対策に関するお知らせは 次ページ をご確認ください。

株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、適切な感染防止策を実施したうえで開催してまいります。株主総会は、株主の皆様より貴重なご意見を賜り、議決権を行使していただく大切な機会ではありますが、特に、感染による影響が大きいとされる高齢者や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、当日のご来場を見合わせいただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・議決権行使は、ご来場いただかなくても書面（郵送）で行使が可能ですので、ぜひご活用ください。

2. 来場される株主の皆様へ

- ・体調不良と思われる場合には、株主様の入場をお断りいたします。
体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。
37.5℃以上の発熱など体調不良と判断した場合は、入場をお控えいただきます。
- ・マスクの着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
会場内に次亜塩素酸水を設置しますので、手指の消毒にご協力ください。
役員・運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年より時間短縮する方法を検討しております。
円滑・迅速に議事を進行するため、報告事項は簡潔にさせていただきます。
目的事項に関連するご質問以外はご遠慮ください。
- ・会場席数に限りがあり、当日入れなくなる可能性がございます。
座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。

※ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本株主総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.meimoku.co.jp>) にてお知らせいたします。

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.meimoku.co.jp>) に掲載させていただきます。

## ＜株主総会参考書類＞

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円（第80期記念配当20円含む）  
配当総額は18,815,950円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日

#### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち赤星知明氏、稲葉民安氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | あか ほし とも あき<br>赤 星 知 明<br>(1971年4月9日生)  | 1995年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査<br>法人トーマツ）名古屋事務所入所<br>2000年5月 公認会計士登録（現任）<br>2002年9月 赤星公認会計士事務所所長（現任）<br>2005年2月 税理士登録（現任）<br>2005年6月 当社社外監査役（現任） | 2,500株                 |
| 2         | いな ば たみ やす<br>稲 葉 民 安<br>(1960年10月25日生) | 1986年4月 小池国際特許事務所入所<br>1986年12月 弁理士登録（現任）<br>1991年1月 稲葉特許商標事務所所長（現任）<br>2016年6月 当社社外監査役（現任）                                                  | 1,900株                 |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者赤星知明氏は社外監査役候補者であり、独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

3. 赤星知明氏は、公認会計士、税理士として幅広く高度な見識と豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 赤星知明氏の当社社外監査役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって15年であります。
5. 監査役候補者稲葉民安氏は社外監査役候補者であり、独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
6. 稲葉民安氏は、弁理士として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 稲葉民安氏の当社社外監査役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| いわ ぼり ひろ かず<br>岩 堀 宏 和<br>(1965年11月24日生) | 1989年4月 株式会社岡村製作所(現 株式会社オカムラ)入社<br>1991年6月 中部労務管理センター入社<br>2005年12月 有限会社人事労務管理研究所(現 株式会社人事労務管理研究所)取締役<br>2007年6月 名古屋社会保険労務士事務所所長(現任) | 0株                     |

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。
2. 岩堀宏和氏は補欠社外監査役候補者であります。
3. 岩堀宏和氏は、社会保険労務士として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1987年6月27日開催の第47回定時株主総会において、年額96百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るために、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本株主総会終結の時点において、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当て含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約による割当を受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

## （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位の何れの地位も退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## （３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点を以て譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めに係らず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会の承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## （５）その他事項

本割当契約に関するその他事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

## <添付書類>

### 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国の経済情勢は、企業収益の改善や良好な雇用環境が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、昨年末に中国武漢から発生した新型コロナウイルスの影響により中国製品の供給が一時的に止まった事による経済の混乱と、感染拡大が進みその終息が見えないことから先行きに大きな不安が残る状況が続いております。

住宅市場におきましては、10月に実施された消費税増税の影響は、前回の消費税増税時のような駆け込み需要、増税後の落ち込み等による影響は見られませんでした。が、新型コロナウイルスの影響で中国の都市閉鎖、工場の稼働停止による影響が大きく、国内メーカーのシステムキッチン用のIHヒーター・食洗器・水洗金具、内装ドアのレバーハンドル等の部品生産が滞りメーカーが軒並み受注を中止し納期見込も出ない状況となったことで、期末需要に大きな影響を与えました。

また国土交通省からは、新型コロナウイルスの影響で設備等が一部未設置の場合でも住宅工事の完了検査を円滑に実施する旨、異例の通達が出されました。

当社販売エリアである東海3県下の新設住宅着工戸数においては、総着工戸数は前年度比4.7%の減少、持家着工戸数は0.1%の減少となり、景気の不透明感による個人消費の鈍化が目立ち始めている状況となっております。

また、国内の持家住宅着工戸数は、1月が18,037戸となり55年ぶりの2万戸割れの減少、2月も19,557戸となり2ヶ月連続での2万戸割れとなり、3月は22,327戸と持ち直したものの8ヶ月連続で前年同月比減少となり、足元の弱さが出てきております。

当社グループにおきましては、本業の収益改善を目指し事業部の統廃合を行い、コストの削減を進め機能的な組織作りを行ってまいりました。

このような改革を行いつつ、営業本部では販売方法の見直しと収益確保を行い、開発企画本部においては、分譲マンション・戸建て分譲の早期販売に努めてまいりました。

以上の結果から、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高合計は4,728百万円（前年比155百万円減、3.2%減）となりました。利益面につきまし

ては、事業部の統廃合によるコストの削減、市況商品の販売方法の見直しにより利益確保ができたことと、分譲マンションの販売が順調であったことが影響し、営業利益は134百万円（前年実績は125百万円の営業損失）、経常利益は155百万円（前年実績は108百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は96百万円（前年実績は116百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

利益分配につきましては、安定的な配分を基本方針としており、さらに財務体質の強化を図りながら業績に対応して増配などの利益還元を積極的に行うような成果配分を基本方針としております。

前期は大幅な親会社株主に帰属する当期純損失を計上したため無配といたしましたが、当期につきましては復配し第78期と同様の30円の配当に第80期記念配当として20円を加え、合計50円を配当させていただきます。

#### **（営業本部）**

営業本部におきましては、既存顧客とのつながりを強化するとともに顧客属性に対応した組織体制に改変し、コストの削減、配送料の徴収など、市況商品の販売方法見直しを行い収益性を見直しを進めてまいりました。

また、国産材の仕入を強化し、新規商品の提案、新規顧客への営業活動を行ってまいりました。

その結果、売上高は3,805百万円（前年比490百万円減、11.4%減）となり、セグメント損失は62百万円（前年はセグメント損失113百万円）となりました。

#### **（開発企画本部）**

開発企画本部におきましては、岐阜県瑞穂市、三重県四日市市で分譲住宅の販売、三重県鈴鹿市で分譲マンションの販売を行うとともにリフォーム、注文住宅の受注・施工を進めてまいりました。

また、賃貸物件の保守管理、付加価値向上を目指した改修工事を進めるなど、賃貸収入の確保に努めてまいりました。

その結果、売上高は910百万円（前年比336百万円増、58.6%増）となり、セグメント利益は196百万円（前年比154百万円増、368.7%増）となりました。

#### **（その他）**

その他事業におきましては、本社近隣の敷地を利用した時間貸し・月極駐車場を運営し収益を得ております。

その結果、売上高は11百万円（前年比1百万円減、7.9%減）となり、セグメント利益は20百万円（前年はセグメント損失36百万円）となりました。

## (2) 対処すべき課題

### (営業本部)

取引先の個社別営業方針を定め、顧客のニーズに合った提案営業、収益性の確保を行いつつ、より効率的な顧客対応ができる営業体制を作りあげます。

### (開発企画本部)

既存分譲マンションの早期完売を目指すとともに、リフォーム、注文住宅の建設においてSDGsに沿った住宅事業を進めてまいります。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、営業本部、開発企画本部及びその他で44,827千円の設備投資を実施いたしました。

主要なものとしましては、開発企画本部において建物及び構築物として鈴鹿賃貸倉庫の改修を35,520千円で実施いたしました。

## (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 期 別<br>区 分              | 第 77 期<br>(2017年 3 月期) | 第 78 期<br>(2018年 3 月期) | 第 79 期<br>(2019年 3 月期) | 第 80 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年 3 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 4,994,555              | 5,162,977              | 4,883,450              | 4,728,301                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損益(千円) | △23,664                | 60,065                 | △116,501               | 96,316                              |
| 1株当たり当期純損益(円)           | △64.98                 | 164.93                 | △319.95                | 267.30                              |
| 総 資 産(千円)               | 6,878,195              | 6,327,394              | 5,855,312              | 5,114,321                           |
| 純 資 産(千円)               | 1,967,677              | 2,016,702              | 1,825,733              | 1,910,156                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第79期連結会計年度の期首から適用しており、第78期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 期 別<br>区 分    | 第 77 期<br>(2017年 3 月期) | 第 78 期<br>(2018年 3 月期) | 第 79 期<br>(2019年 3 月期) | 第 80 期<br>(当事業年度)<br>(2020年 3 月期) |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 4,984,810              | 5,136,407              | 4,876,174              | 4,722,580                         |
| 当 期 純 損 益(千円) | △24,551                | 55,152                 | △119,704               | 89,696                            |
| 1株当たり当期純損益(円) | △67.41                 | 151.44                 | △328.75                | 248.92                            |
| 総 資 産(千円)     | 6,883,530              | 6,326,089              | 5,854,054              | 5,104,510                         |
| 純 資 産(千円)     | 1,978,799              | 2,022,912              | 1,828,739              | 1,906,542                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第79期事業年度の期首から適用しており、第78期事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金     | 持株比率     | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|-----------|----------|---------------|
| 名 木 施 工 株 式 会 社 | 百万円<br>10 | %<br>100 | 建築工事業         |
| 名 木 運 輸 株 式 会 社 | 10        | 100      | 運送業           |
| 株式会社メイモク・リグノ    | 10        | 100      | 木製品小売業        |

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

| 事業区分   | 取扱品目                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 営業本部   | 木材・建材、住宅機器、プレカット、2×4パネル、その他住宅資材販売、その他運送業務                 |
| 開発企画本部 | 分譲住宅・分譲マンションの建設・販売、リフォーム事業、自社製品の販売、不動産賃貸、不動産販売、営業倉庫の運営・管理 |

(8) 主要な営業所の状況 (2020年3月31日現在)

| 名称           | 所在地       |
|--------------|-----------|
| 本社           | 名古屋市中川区   |
| 岐阜営業部        | 岐阜県羽島市    |
| 西部事業所        | 愛知県海部郡飛島村 |
| 三重ナゴヤホームズ事業部 | 三重県鈴鹿市    |

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 65名  | 8名減         |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 445,500千円 |
| 株式会社愛知銀行     | 438,400   |
| 岡崎信用金庫       | 318,000   |
| 株式会社大垣共立銀行   | 200,000   |
| 株式会社十六銀行     | 54,400    |
| 株式会社名古屋銀行    | 41,200    |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 376,319株（自己株式23,681株を除く）  
(3) 株主数 261名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------|---------|---------|
| 日 新 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社 | 36,000株 | 9.56%   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 34,000  | 9.03    |
| 有 限 会 社 コ モ リ 企 画       | 28,500  | 7.57    |
| 材 惣 木 材 株 式 会 社         | 20,600  | 5.47    |
| 小 田 喜 代 春               | 20,000  | 5.31    |
| 丹 羽 耕 太 郎               | 19,200  | 5.10    |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行     | 17,100  | 4.54    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 17,000  | 4.51    |
| 須 山 木 材 株 式 会 社         | 12,400  | 3.29    |
| 永 大 産 業 株 式 会 社         | 11,500  | 3.05    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を23,681株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 氏 名     | 会社における地位  | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況        |
|---------|-----------|--------------------------------|
| 丹 羽 耕太郎 | 代表取締役社長   |                                |
| 近 藤 勝 弘 | 取締役執行役員   | 営業本部長                          |
| 恒 川 裕 司 | 取締役執行役員   | 開発企画本部長 兼 開発営業部統括 兼<br>商品開発室統括 |
| 大 杉 和 義 | 取 締 役     | 弁護士                            |
| 安 井 孝 安 | 常 勤 監 査 役 |                                |
| 赤 星 知 明 | 監 査 役     | 公認会計士、税理士                      |
| 稲 葉 民 安 | 監 査 役     | 弁理士                            |

- (注) 1. 取締役大杉和義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安井孝安氏、赤星知明氏及び稲葉民安氏は、社外監査役であります。
3. 取締役大杉和義氏、監査役安井孝安氏、赤星知明氏及び稲葉民安氏は、独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
4. 監査役赤星知明氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

|       | 人 数 | 報酬等の総額 |
|-------|-----|--------|
| 取 締 役 | 4 名 | 34百万円  |
| 監 査 役 | 3 名 | 10百万円  |
| 計     | 7 名 | 45百万円  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は1名3百万円、社外監査役に対する報酬等の総額は3名10百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大杉和義氏は、該当事項はありません。

監査役安井孝安氏は、該当事項はありません。

監査役赤星知明氏は、該当事項はありません。

監査役稲葉民安氏は、該当事項はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                      |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 大 杉 和 義 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、弁護士として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言を行っております。               |
| 社外監査役 | 安 井 孝 安 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、会社経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言を行っております。 |
|       | 赤 星 知 明 | 当事業年度に開催された取締役会20回中19回、監査役会12回中11回に出席し、公認会計士、税理士としての見地から、適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。      |
|       | 稲 葉 民 安 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、弁理士として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言を行っております。   |

## ③ 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額          | 13百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 13百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会の目的とすることとします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、行動指針のもと、取締役・使用人が法令、定款並びに社内規程などを遵守し、誠実に職務執行するための啓蒙を継続的に行います。

取締役会規則に基づき、取締役会を月1回開催し、取締役会を通じて他の取締役の職務執行の監督を行います。

内部監査部門として、社長直轄組織である経営企画部に内部監査室を置き、各部門における職務執行に対し、法令、定款並びに社内規程に適合しているかの監査を定期的実施し監査結果を社長に報告しております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、内部統制の整備・運用・評価と継続的改善を行っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款並びに文書管理規程に基づき適切に保存、管理を行うとともに、取締役・監査役が必要に応じ閲覧できる体制としています。

取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に保存・管理し、10年間備えおくものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、組織横断的に管理するリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理を行います。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在する個々のリスクを継続的に監視するとともに、研修会の開催やマニュアルの作成・配布を通して、損失危機の未然防止に努めます。

また担当部門は、必要に応じ規程・細則・要領の新設・改廃や教育・啓蒙活動を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に留める体制を整えております。

不測の緊急事態が発生した場合には、当該部門責任者は取締役会の役員へ報告するとともに、対策を検討し実行してまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で定めた重要事項を各執行役員が責任者として業務執行にあたります。

また、経営企画部を設置し、経営戦略や経営上の重要課題、経営方針の策定を補佐します。

取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監査等を行います。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営管理においては、当社の取締役、監査役及び執行役員を、役員として就任させ、業務遂行状況を把握するとともに適宜取締役会にて報告を行い、経営の効率的運用体制を整備しています。

グループ全社員に対して、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底させています。

また子会社の経営管理については、定期的に代表者会議等を開催し、経営課題等の討議を行うとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた時は、これを置くものとします。その人事については監査役の意見を尊重します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役に対して、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席を求めるほか、法定の報告事項に加えて、会社に著しい損害を及ぼす重要事項の発生、及び法令・定款違反その他コンプライアンス上の重要事項の発生を発見したときには、速やかに当該事実に関する事項を報告します。

また、代表取締役との定期的な会合のほか、監査の実効性を高めるため監査法人等との緊密な連携が図れる体制を整備します。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融庁により2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築します。

内部統制システムを適正に機能させるため、内部監査室が内部統制全般を検討し、不備・不足については取締役会に報告するとともに是正を行っていきます。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求には断固として応じません。

総務部を対応部署として、必要に応じて外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記基本方針に掲げた体制を整備するほか、当事業年度におきましては、その基本方針に基づき以下を実施しました。

- ① 取締役会は年20回開催され、法令等に定められた事項やグループ全体の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について審議いたしました。また、業務執行に係る重要な案件については、取締役会への上程前に幹部ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の職務の執行の効率性を図りました。
- ② 監査役会は年12回開催され、代表取締役との意見交換を4回行いました。また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、会計監査人及び内部監査部門との情報交換や意見交換等を行うことにより、監査の実効性の確保に努めました。
- ③ 各部門の主要なメンバーで構成される、目標達成会議を年4回開催し、全社的なリスクマネジメント推進のため、想定されるリスク及び発生したリスクに対応する対処法について協議を行い、リスク管理に関する共有及び管理を徹底しました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産       | 1,454,350 | 流 動 負 債         | 1,788,564 |
| 現 金 及 び 預 金   | 410,403   | 支払手形及び買掛金       | 797,960   |
| 受取手形及び売掛金     | 650,261   | 短 期 借 入 金       | 200,000   |
| 商 品 及 び 製 品   | 328,171   | 1年内返済予定の長期借入金   | 580,300   |
| 仕 掛 品         | 48,313    | 未 払 費 用         | 51,155    |
| そ の 他         | 18,001    | 未 払 法 人 税 等     | 7,202     |
| 貸 倒 引 当 金     | △800      | 未 払 消 費 税 等     | 49,957    |
| 固 定 資 産       | 3,659,970 | 賞 与 引 当 金       | 22,000    |
| 有 形 固 定 資 産   | 3,058,081 | そ の 他           | 79,989    |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 373,096   | 固 定 負 債         | 1,415,600 |
| 機械装置及び運搬具     | 5,558     | 長 期 借 入 金       | 717,200   |
| 土 地           | 2,608,225 | 繰 延 税 金 負 債     | 465,243   |
| そ の 他         | 71,200    | 退職給付に係る負債       | 88,256    |
| 無 形 固 定 資 産   | 10,102    | 受 入 保 証 金       | 116,274   |
| 投資その他の資産      | 591,786   | そ の 他           | 28,626    |
| 投資有価証券        | 474,654   | 負 債 合 計         | 3,204,164 |
| 繰 延 税 金 資 産   | 1,069     | (純資産の部)         |           |
| そ の 他         | 181,373   | 株 主 資 本         | 1,774,760 |
| 貸 倒 引 当 金     | △65,311   | 資 本 金           | 200,000   |
| 資 産 合 計       | 5,114,321 | 資 本 剰 余 金       | 6,567     |
|               |           | 利 益 剰 余 金       | 1,635,013 |
|               |           | 自 己 株 式         | △66,820   |
|               |           | その他の包括利益累計額     | 135,395   |
|               |           | その他有価証券評価差額金    | 135,395   |
|               |           | 純 資 産 合 計       | 1,910,156 |
|               |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,114,321 |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2019年 4 月 1 日から )  
( 2020年 3 月 31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    |           |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 4,728,301 |
| 売 上 原 価                       |        | 3,804,952 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 923,348   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 788,547   |
| 営 業 利 益                       |        | 134,801   |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 144    |           |
| 受 取 配 当 金                     | 20,854 |           |
| 仕 入 割 引                       | 10,864 |           |
| 受 取 保 険 金                     | 3,321  |           |
| そ の 他                         | 9,551  | 44,736    |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 15,314 |           |
| 売 上 割 引                       | 9,168  |           |
| そ の 他                         | 25     | 24,508    |
| 経 常 利 益                       |        | 155,029   |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 固 定 資 産 処 分 損                 | 5,226  |           |
| 減 損 損 失                       | 26,229 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 24,774 |           |
| リ ー ス 解 約 損                   | 936    | 57,167    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 97,861    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 8,177  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △6,632 | 1,545     |
| 当 期 純 利 益                     |        | 96,316    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 96,316    |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                     | 200,000 | 6,567     | 1,551,200 | △107,897 | 1,649,870 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 96,316    |          | 96,316    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △15,356  | △15,356   |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | △12,503   |           | 56,433   | 43,930    |
| 自己株式処分差損の振替                   |         | 12,503    | △12,503   |          | —         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |          |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 83,812    | 41,077   | 124,889   |
| 当 期 末 残 高                     | 200,000 | 6,567     | 1,635,013 | △66,820  | 1,774,760 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|-----------|
|                               | その他有価証券評価差額金          | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | 175,862               | 175,862       | 1,825,733 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |               |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |               | 96,316    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |               | △15,356   |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                       |               | 43,930    |
| 自己株式処分差損の振替                   |                       |               | —         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △40,466               | △40,466       | △40,466   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △40,466               | △40,466       | 84,422    |
| 当 期 末 残 高                     | 135,395               | 135,395       | 1,910,156 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び名称      3 社  
名木施工株式会社  
名木運輸株式会社  
株式会社メイモク・リグノ
- (2) 非連結子会社の数及び名称      該当する会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物      10～50年

機械装置及び運搬具      2～12年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

提出会社においては、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末在籍従業員に対して、賞与支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から年金資産を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,182,836千円

連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれる棚卸資産評価減

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価減12,642千円が売上原価に含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式（株） | 400,000   | —  | —  | 400,000  |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2020年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 18,815     | 50          | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、主に運転資金に係るものであり、償還期間は最長で決算日後10年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 （ 千 円 ） | 差 額 （ 千 円 ） |
|-----------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 410,403            | 410,403     | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 650,261            |             |             |
| 貸倒引当金（注1）       | △800               |             |             |
|                 | 649,461            | 649,461     | —           |
| (3) 投 資 有 価 証 券 | 374,592            | 374,592     | —           |
| 資 産 計           | 1,434,457          | 1,434,457   | —           |
| (1) 支払手形及び買掛金   | 797,960            | 797,960     | —           |
| (2) 短 期 借 入 金   | 200,000            | 200,000     | —           |
| (3) 未 払 法 人 税 等 | 7,202              | 7,202       | —           |
| (4) 未 払 消 費 税 等 | 49,957             | 49,957      | —           |
| (5) 長 期 借 入 金   | 1,297,500          | 1,294,568   | △2,931      |
| (6) 受 入 保 証 金   | 136,274            | 135,644     | △630        |
| 負 債 計           | 2,488,894          | 2,485,332   | △3,562      |

(注) 1. 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定分を含む。）

これらの時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 受入保証金（1年内返済予定分を含む。）

当該受入保証金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 100,062        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

**賃貸等不動産に関する注記**

当社では、名古屋市その他の地域において賃貸用の土地・建物等を有しております。

| 連結貸借対照表計上額（千円） |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|----------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高    | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | （千円）        |
| 2,210,356      | 180,320    | 2,390,677  | 3,477,116   |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加額は旧三重営業部不動産の賃貸等不動産への用途変更(162,406千円)であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 5,075円90銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 267円30銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の取締役の報酬等の額とは別枠として年額20百万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議することといたしました。

### 1. 本制度の導入目的

本制度は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、企業価値の持続的な向上を図るために、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

### 2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得らえることを条件といたします。

なお、1987年6月27日開催の第47回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額96百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記の報酬枠とは別枠で設定することにつき、議案として提案する予定です。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産   | 1,412,683 | 流 動 負 債         | 1,785,943 |
| 現金及び預金    | 367,094   | 支払手形            | 515,615   |
| 受取手形      | 154,451   | 買掛金             | 280,746   |
| 売掛金       | 498,071   | 短期借入金           | 200,000   |
| 商品及び製品    | 259,419   | 1年内返済予定の長期借入金   | 580,300   |
| 販売用不動産    | 68,552    | リース債務           | 11,829    |
| 仕掛品       | 2,016     | 未払金             | 4,394     |
| 仕掛販売用不動産  | 45,878    | 未払費用            | 53,402    |
| 前払費用      | 13,147    | 未払法人税等          | 6,413     |
| その他       | 4,851     | 未払消費税等          | 48,472    |
| 貸倒引当金     | △800      | 前受金             | 32,273    |
| 固 定 資 産   | 3,691,826 | 預り金             | 9,859     |
| 有形固定資産    | 3,081,770 | 前受収益            | 595       |
| 建物        | 390,754   | 賞与引当金           | 22,000    |
| 構築物       | 5,988     | その他の            | 20,041    |
| 機械及び装置    | 5,601     | 固 定 負 債         | 1,412,024 |
| 車輛運搬具     | 0         | 長期借入金           | 717,200   |
| 工具器具及び備品  | 1,666     | リース債務           | 18,033    |
| 土地        | 2,608,225 | 繰延税金負債          | 465,239   |
| リース資産     | 26,595    | 退職給付引当金         | 84,684    |
| 山林        | 42,937    | 受入保証金           | 116,274   |
| 無形固定資産    | 10,102    | その他の            | 10,592    |
| 電話加入権     | 1,485     | 負 債 合 計         | 3,197,967 |
| ソフトウェア    | 8,251     | (純資産の部)         |           |
| リース資産     | 366       | 株 主 資 本         | 1,771,146 |
| 投資その他の資産  | 599,952   | 資 本 金           | 200,000   |
| 投資有価証券    | 474,654   | 資本剰余金           | 6,567     |
| 関係会社株式    | 13,500    | 資本準備金           | 6,567     |
| 出資金       | 2,306     | 利益剰余金           | 1,631,399 |
| 保険積立金     | 76,998    | 利益準備金           | 50,000    |
| 破産更生債権等   | 87,081    | その他利益剰余金        | 1,581,399 |
| 長期前払費用    | 3,981     | 配当引当積立金         | 30,000    |
| その他       | 24,029    | 土地圧縮積立金         | 1,114,198 |
| 貸倒引当金     | △82,600   | 別途積立金           | 300,000   |
| 資 産 合 計   | 5,104,510 | 繰越利益剰余金         | 137,200   |
|           |           | 自 己 株 式         | △66,820   |
|           |           | 評価・換算差額等        | 135,395   |
|           |           | その他有価証券評価差額金    | 135,395   |
|           |           | 純 資 産 合 計       | 1,906,542 |
|           |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,104,510 |

# 損 益 計 算 書

( 2019年 4 月 1 日から )  
( 2020年 3 月 31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,722,580 |
| 売 上 原 価                 |        | 3,762,112 |
| 売 上 総 利 益               |        | 960,468   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 833,773   |
| 営 業 利 益                 |        | 126,695   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 20,988 |           |
| 仕 入 割 引                 | 10,864 |           |
| 経 営 指 導 料               | 1,200  |           |
| 受 取 保 険 金               | 3,321  |           |
| そ の 他                   | 9,054  | 45,429    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 15,314 |           |
| 売 上 割 引                 | 9,168  |           |
| そ の 他                   | 25     | 24,508    |
| 経 常 利 益                 |        | 147,615   |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 5,226  |           |
| 減 損 損 失                 | 26,229 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 24,774 |           |
| リ ー ス 解 約 損             | 936    | 57,167    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 90,447    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,300  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △6,548 | 751       |
| 当 期 純 利 益               |        | 89,696    |

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                |              |           |               |                  |         |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------|------------------|---------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |               |                  |         |
|                          |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |                  |         |
|                          |         |           |                |              |           | 配当引当<br>積 立 金 | 土 地 圧 縮<br>積 立 金 | 別途積立金   |
| 当 期 首 残 高                | 200,000 | 6,567     | —              | 6,567        | 50,000    | 30,000        | 1,135,018        | 300,000 |
| 当事業年度中の変動額               |         |           |                |              |           |               |                  |         |
| 土地圧縮積立金の取崩               |         |           |                |              |           |               | △20,820          |         |
| 当 期 純 利 益                |         |           |                |              |           |               |                  |         |
| 自己株式の取得                  |         |           |                |              |           |               |                  |         |
| 自己株式の処分                  |         |           | △12,503        | △12,503      |           |               |                  |         |
| 自己株式処分差損の振替              |         |           | 12,503         | 12,503       |           |               |                  |         |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） |         |           |                |              |           |               |                  |         |
| 当事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —              | —            | —         | —             | △20,820          | —       |
| 当 期 末 残 高                | 200,000 | 6,567     | —              | 6,567        | 50,000    | 30,000        | 1,114,198        | 300,000 |

|                          | 株 主 資 本       |              |          |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                | 純資産合計     |
|--------------------------|---------------|--------------|----------|-----------|----------------------|----------------|-----------|
|                          | 利 益 剰 余 金     |              | 自 己 株 式  | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                          | その他利益剰余金      | 利益剰余金<br>合 計 |          |           |                      |                |           |
|                          | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |           |                      |                |           |
| 当 期 首 残 高                | 39,188        | 1,554,206    | △107,897 | 1,652,876 | 175,862              | 175,862        | 1,828,739 |
| 当事業年度中の変動額               |               |              |          |           |                      |                |           |
| 土地圧縮積立金の取崩               | 20,820        | —            |          | —         |                      |                | —         |
| 当 期 純 利 益                | 89,696        | 89,696       |          | 89,696    |                      |                | 89,696    |
| 自 己 株 式 の 取 得            |               |              | △15,356  | △15,356   |                      |                | △15,356   |
| 自 己 株 式 の 処 分            |               |              | 56,433   | 43,930    |                      |                | 43,930    |
| 自己株式処分差損の振替              | △12,503       | △12,503      |          | —         |                      |                | —         |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） |               |              |          |           | △40,466              | △40,466        | △40,466   |
| 当事業年度中の変動額合計             | 98,012        | 77,192       | 41,077   | 118,269   | △40,466              | △40,466        | 77,802    |
| 当 期 末 残 高                | 137,200       | 1,631,399    | △66,820  | 1,771,146 | 135,395              | 135,395        | 1,906,542 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                                 |
| その他有価証券 |                                                             |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                                 |

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 商品              | 個別法による原価法<br>(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  |
| 製品・仕掛品          | 総平均法による原価法<br>(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| 販売用不動産・仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法<br>(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  |

#### 3. 固定資産の減価償却方法

|                  |                                                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法<br>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。<br>主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物 10～50年<br>機械装置 7～12年 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                            |
| リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                                                                                                             |

#### 4. 引当金の計上基準

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末在籍従業員に対して、賞与支給見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。    |

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

#### 貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,218,396千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |             |
| 短期金銭債権            | 2,306千円     |
| 短期金銭債務            | 5,172千円     |

#### 損益計算書に関する注記

|                                                                    |                 |          |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高                                                       | 売上高             | 4,654千円  |
|                                                                    | 仕入高             | 3,655千円  |
|                                                                    | 販売費及び一般管理費      | 44,078千円 |
|                                                                    | 営業取引以外の取引による取引高 | 10,132千円 |
| 2. 売上原価に含まれる棚卸資産評価減                                                |                 |          |
| <p>期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価減12,642千円が売上原価に含まれております。</p> |                 |          |

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首 | 増 加   | 減 少    | 当事業年度末 |
|-----------|---------|-------|--------|--------|
| 普通株式（株）   | 35,881  | 7,800 | 20,000 | 23,681 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|         |          |
|---------|----------|
| たな卸資産   | 11,839千円 |
| 貸倒引当金   | 25,520千円 |
| 賞与引当金   | 6,732千円  |
| 未払費用    | 999千円    |
| 繰越欠損金   | 24,559千円 |
| 退職給付引当金 | 25,913千円 |
| 強制評価損   | 37,554千円 |
| 減損損失    | 10,977千円 |
| その他     | 6,502千円  |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 150,598千円 |
|----------|-----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △89,138千円 |
|--------|-----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 61,460千円 |
|----------|----------|

### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 土地圧縮積立金      | △491,274千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △35,212千円  |
| その他          | △212千円     |

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金負債合計 | △526,700千円 |
|----------|------------|

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金負債純額 | △465,239千円 |
|----------|------------|

## 1 株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 5,066円29銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 248円92銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の取締役の報酬等の額とは別枠として年額20百万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議することといたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象）」をご参照ください。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

名古屋木材株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 雄 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名古屋木材株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋木材株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

名古屋木材株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 池 田 哲 雄 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋木材株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

名古屋木材株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 安 井 孝 安 ㊟

監 査 役 赤 星 知 明 ㊟

監 査 役 稲 葉 民 安 ㊟

(注) 監査役安井孝安、赤星知明及び稲葉民安は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

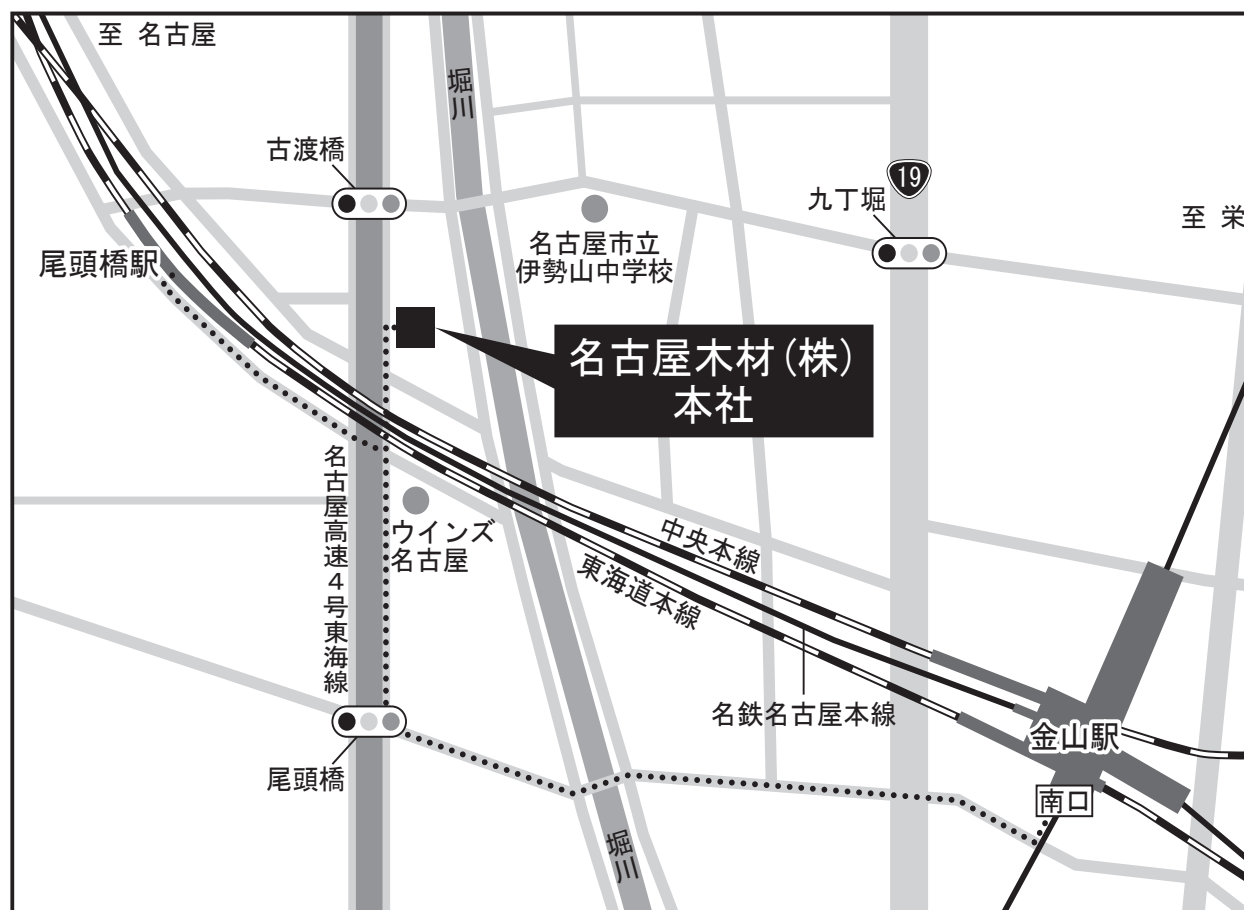
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中川区山王二丁目6番41号

当社会議室

TEL 052-321-1526



交通 金山駅より

徒歩 約15分

東海道本線尾頭橋駅より

徒歩 約5分

◎ 公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

◎ 当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。